平成２２年（フ）第１７１８号
千葉県浦安市富士見３丁目１番31―104号　セインコラージュＦ
債務者　渕上慎治朗
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７２８号
千葉県船橋市夏見台１丁目20番22棟104号
債務者　麻生美江子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７４５号
千葉県市川市塩浜４丁目２番３棟914号　ハイタウン塩浜
債務者　澤田　浩二
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７５０号
千葉県市川市宝１丁目15番17―103号　セレクトホームズ行徳
債務者　篠原　今子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７５６号
千葉市若葉区都賀３丁目１番15号　ＣＩＴＹ18―203号
債務者　小菅　裕美（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２３号
千葉市花見川区花見川２番21棟410号
債務者　加瀬小百合
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３７３６号
愛知県津島市百島町字観音坊52番地
債務者　伊藤　一男
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７３７号
愛知県津島市百島町字観音坊52番地
債務者　伊藤　理絵
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３号
兵庫県姫路市飾磨区細江269番地６
債務者　江渕　慶和
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１４号
沖縄県那覇市泊１丁目18番地２コスモパレス泊Ｂ―１
債務者　金城美奈子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３２号
沖縄県那覇市辻２丁目12番11号　古波津アパート302
債務者　幸地　　隆
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４１号
沖縄県那覇市久茂地２丁目25番１―504号　タカダ久茂地マンション
債務者　名嘉江梨子（旧姓濱川）
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１８８２号
仙台市宮城野区鶴ケ谷３丁目22番地の12
債務者　石垣　秀孝
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９００号
宮城県多賀城市高崎１丁目８番２号
債務者　板橋　洋武
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１６号
仙台市太白区秋保町馬場字町南56番地
債務者　中野あけみ
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６９号
仙台市若林区大和町５丁目26番５―303号
債務者　阿部多美子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
宮城県白石市大平中目字太平北１番地３
債務者　八島　祐子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第７号
宮城県石巻市門脇字浦屋敷85番地９、従前の住所宮城県石巻市門脇字浦屋敷85番地の９
債務者　菊地　勝恵
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係